

教育功労者 ～31人 3団体を表彰～

市の教育振興に顕著な功績があった人を表彰する令和3年度の市教育功労者の表彰式が、11月10日にスイトピアセンターで行われました。次の31人 3団体の皆さんが表彰されました＝敬称略＝。

▶学校教育に尽力

三宅英紀、清水竜也、安田玲子、渡邊万洋、堀田兵市

▶多年社会教育に尽力

杉江俊文、古田博也、北野英樹、早野豪、宮田直人、山田哲也、森井信悟、山本英二、児玉八月、深尾信之、松山昌代、三輪賢司、早野眞吾、北島義市郎

▶多年体育の振興発展に尽力

清水龍太郎、堀富士夫

▶多年学校における保健管理の振興発展に尽力

早川健司、山中敏孝、白井正明、

大屋英樹、高橋武臣、日比明宏

▶全国規模の大会などで特に優秀な成績を収めた人・団体

川井涼雅(陸上)、斉藤史弥(アーチェリー)、佐々木秀斗(陸上)、白井優華(新体操)、岐阜県立大垣東高等学校水球部男子、岐阜県立大垣商業高等学校弓道部男子

▶学校修繕などの奉仕活動に尽力

全建総連岐阜建設労働組合大垣総支部



「市長が飛び出す未来トーク」がスタートしました



市長が市民の皆さんの集まりに参加して、懇談会を開催する「市長が飛び出す未来トーク」が始まりました。

本事業は、市民団体などを対象に、本市の未来都市像「みんなで創る希望あふれる産業文化都市」の実現に向けた交流の場として実施し、市民の皆さんに寄り添ったまちづくりを進めるものです。

初回は11月1日に連合自治会連絡協議会の皆さんと懇談し、自治会活動や地域が抱えている課題などについて意見交換しました。

実施内容など詳しくは、まちづくり推進課(☎47-8543)へ。

納付済証明書を交付

国民健康保険料

市は、11月15日から、国民健康保険料の納付済証明書の交付を開始します。年末調整などで早期に必要な場合は、次の窓口をご利用ください。

なお、来庁が困難な場合は、証明書を郵送しますので、電話でご連絡ください。

また、特別徴収(年金天引き)にて納付の場合は、年金保険者から郵送の「公的年金等の源泉徴収票」(令和4年1月下旬送付)をご確認ください。

- ▶ **交付場所** / 国保医療課、上石津・墨保地域事務所、各市民サービスセンター
- ▶ **交付時間** / 平日の午前8時30分～午後5時15分
※各市民サービスセンターは土・日曜日・祝日も交付可(赤坂サービスセンターのみ、日曜日は休館のため交付不可)
- ▶ **持ち物** / 本人確認のできるもの(運転免許証やマイナンバーカードなど) ※別世帯の人が代理で申請する場合は、委任状(様式自由)が必要です。ご注意ください
- ▶ **備考** / 確定申告などに必要な「令和3年分年間保険料納付済額のお知らせ」は、令和4年1月下旬に送付
- ▶ **問合せ** / 国保医療課(☎47-8132)へ

大垣警察署からのお知らせ

ニセ電話詐欺を防ぐために覚えてほしい3つの言葉

- ① 還付金の手続きでATMに行って
- ② 暗証番号を教えて(書いて)
- ③ 電子マネーカードを買って番号を教えて



大垣警察署管内では、ニセ電話詐欺の手口が複雑化・巧妙化しています。その中で上記「3つの言葉」のうちひとつでも会話に出てきたらそれは詐欺です。このような言葉が出てきたら、すぐに大垣警察署(☎78-0110)へ通報し、犯人の検挙・被害拡大防止にご協力ください。

審議会などの傍聴ができます

スポーツ推進審議会		担当: 社会教育スポーツ課(☎47-8038)
11/22(月)	17:00~18:00	市役所8階 大会議室
・大垣市第2次教育振興基本計画の実施状況について ほか		
男女共同参画推進審議会		担当: 男女共同参画推進室(☎47-8549)
11/29(月)	13:30~15:00	スイトピアセンター学習館4階 男女共同参画活動室
・男女共同参画に関する市民意識調査及び女性活躍等に関する企業実態調査速報 ほか		

空家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空家が増加しており、屋根・外壁の脱落や飛散、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。

空家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

詳しくは、住宅課(☎47-8184)へ。

ポイント① 空家の定期的な見回りを!

空家は、個人の財産であり、空家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、その所有者(相続人を含む)や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められており、当事者間での解決が基本となります。



所有者は、隣の家屋や道路など周辺への支障がないように定期的に見回りをしましょう。

大垣地域シルバー人材センターでは、市との協定により、空家の見回り、除草、樹木の剪定などを実施(有料)しておりますので、ぜひご利用ください。

ポイント② ご近所へ連絡を!

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。



ポイント③ 空家の将来を考える!

現在、適切な管理をされている空家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。

将来のことを考え、空家の貸家としての活用や、中古住宅として売却するなど積極的な活用をご検討ください。また、空家を使用する予定がない場合は解体も検討しましょう。